

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月12日

【届出者の氏名又は名称】 ヤフー株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03-6440-6170

【事務連絡者氏名】 財務本部長 坂上亮介

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 ヤフー株式会社
(東京都港区赤坂九丁目7番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ヤフー株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社イーブックイニシアティブジャパンをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年6月10日付で提出いたしました公開買付届出書（平成28年6月20日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書、平成28年6月21日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書、平成28年6月24日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書及び平成28年7月22日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した第三者委員会からの意見

対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

(4) 本公開買付けに関する重要な合意等

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

(3) 買付予定の株券等の数

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

公開買付者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

第5 対象者の状況

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

併せて、当社は、平成28年6月9日、対象者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決定いたしました（本資本業務提携契約の概要については、下記「（4）本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。

(中略)

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、平成28年6月10日から本公開買付けを開始いたしました。本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、応募株券等の総数が本公開買付けの買付予定数の下限に達しない可能性があることから、平成28年7月22日、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を平成28年8月15日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定いたしました。

また、対象者が平成28年6月9日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円、以下「本第三者割当増資」といいます。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合（注3）を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当増資により調達する資金については、システム/セキュリティ投資対応に900百万円、マーケティング/プロモーション強化に1,000百万円及びオフィス増床に100百万円が充当される予定であるとのことです。残額については、運転資本に充当するとのことです。なお、本第三者割当増資の詳細については、下記「（5）本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

（注1）対象者が平成28年6月7日に公表した「平成29年1月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本四半期決算短信」といいます。）に記載された平成28年4月30日現在の対象者株式の発行済株式総数5,354,800株から本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する対象者株式に係る自己株式数400,200株を控除した株式数（4,954,600株）を分母として算出される割合（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）をいいます。

(後略)

(訂正後)

(前略)

併せて、当社は、平成28年6月9日、対象者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決定いたしました（本資本業務提携契約の概要については、下記「（4）本公開買付けに関する重要な合意等」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。）。

(中略)

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、平成28年6月10日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、応募株券等の総数が本公開買付けの買付予定数の下限に達しない可能性があることから、平成28年7月22日、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を平成28年8月15日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とすること（以下「第1回買付条件等変更」）といたしました。

さらに、当社は、上記の事情に加え、対象者主要株主である筆頭株主のクックパッド株式会社（所有株式数534,400株、所有割合10.79%、以下「応募合意株主」）といいます。）及び対象者の意向のほか、本取引の意義、本取引の目的を円滑に達成する必要性、また、本取引により見込まれる当社及び対象者それぞれに期待されるシナジーの実現可能性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成28年8月12日、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」）を金850円から金1,150円に変更し、また、公開買付期間を平成28年8月29日まで延長し、公開買付期間を合計55営業日とすること（以下「第2回買付条件等変更」）といたしました。

また、当社は、第2回買付条件等変更を行うに先立ち、応募合意株主との間で、平成28年8月12日付で、本公開買付け価格が金1,150円以上に変更されていることを条件として、その所有する対象者株式の全部（対象者株式534,400株）について、本公開買付けに応募する旨をその内容とする応募契約（以下「本応募契約」）を締結しております。本応募契約の詳細については、下記「（4）本公開買付けに関する重要な合意等」の「本応募契約」をご参照ください。）。

加えて、当社は、第2回買付条件等変更を行うに先立ち、対象者との間で、平成28年8月12日付で、本資本業務提携契約に係る変更覚書（以下「本資本業務提携契約変更覚書」）を締結することを決定し、対象者の保有する自己株式の全部である対象者株式400,200株（以下「本自己株式」）について、対象者が本公開買付けに応募する旨を合意しております（本資本業務提携契約変更覚書の詳細については、下記「（4）本公開買付けに関する重要な合意等」の「本資本業務提携契約変更覚書」をご参照ください。）。そして、対象者は、平成28年8月12日開催の対象者取締役会において、対象者の保有する本自己株式について、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により処分（以下「本自己株式処分」）といたしました。し、本公開買付けに応募する旨を決議するとともに、同日付で本自己株式の処分に係る有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。

なお、対象者が平成28年8月12日に公表した「ヤフー株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び第三者割当による自己株式の処分のお知らせ」（以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成28年8月12日開催の対象者取締役会において、第2回買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、第2回買付条件等変更を前提としても、本公開買付け並びに対象者が平成28年6月9日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。）にて公表した後述の本第三者割当増資により、当社及び対象者が各々の自力成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に変更はなく、また、第2回買付条件等変更は対象者の株主の皆様にとって不利益な変更とはならないと判断し、対象者の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役において、本取引に関して、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役はいないとのことです。そのため、上記平成28年8月12日開催の対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には、対象者の全ての取締役が参加しているとのことです。また、上記取締役会には対象者の全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には本取引に関して利害関係を有する者はいないとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、変更後対象者プレスリリース及び下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は第2回買付条件等変更前の本公開買付けと同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円、以下「本第三者割当増資」といいます。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合（注3）を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当増資により調達する資金については、システム/セキュリティ投資対応に900百万円、マーケティング/プロモーション強化に1,000百万円及びオフィス増床に100百万円が充当される予定であるとのことです。残額については、運転資本に充当するとのことです。なお、本第三者割当増資の詳細については、下記「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

また、変更後対象者プレスリリース及び本自己株式処分に係る有価証券届出書によれば、本自己株式の処分により調達する資金については、新規顧客獲得を目的とした新規プロダクト開発に460百万円が充当される予定であるとのことです。

なお、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年8月12日開催の対象者取締役会において、第2回買付条件等変更及び本自己株式処분을踏まえ、本第三者割当増資の必要性及びその条件について改めて慎重に協議・検討を行った結果、第2回買付条件等変更及び本自己株式処분을前提としたとしても、本第三者割当増資は対象者の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠であり、平成28年6月9日開催の対象者取締役会で決議した本第三者割当増資における発行条件は引き続き合理的かつ相当であると判断しているとのことです。また、対象者が平成28年8月12日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書によれば、対象者は、平成28年8月12日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資における発行価額は、本公開買付け価格と結果的に差異が生じたものの、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価額には該当しないと判断しているとのことです。

(注1) 対象者が平成28年6月7日に公表した「平成29年1月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された平成28年4月30日現在の対象者株式の発行済株式総数5,354,800株から本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する対象者株式に係る自己株式数400,200株を控除した株式数(4,954,600株)を分母として算出される割合(小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。)をいいます。
(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
(訂正前)

(前略)

このような協議・検討・交渉の結果、当社は、当社が対象者を連結子会社化し、当社と対象者が同一グループとなることにより、当社と対象者が、安定的な資本関係の下で、強固な提携関係を構築することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の有効な相互活用、当社グループとしての中期戦略の達成に資すること、また、当社による対象者の連結子会社化を実行するためには、当社による対象者株式に対する公開買付けにより、対象者の株主の皆様への売却の機会を確保するとともに、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式を取得する方法を組み合わせることにより、対象者の資金需要の全部又は一部を満たすことができると考えられることから、公開買付けに加え、公開買付けの結果を踏まえ、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式を取得する方法が有用であるとの判断に至りました。そして、当社は、平成28年4月26日、対象者に対して、当社が対象者を連結子会社化することを含む資本業務提携の方法として、本取引、すなわち、当社による対象者株式に対する本公開買付け及び当社を割当予定先とする本第三者割当増資を実行することを提案しました。その後の協議・交渉を経て、当社は、平成28年6月9日、本公開買付けと本第三者割当増資とを組み合わせることにより、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、本資本業務提携契約を締結すること、本公開買付けを実施すること、及び本第三者割当増資に関して対象者が平成28年6月9日に関東財務局長に提出した対象者有価証券届出書の効力の発生を条件として、対象者が実施する本第三者割当増資により発行する対象者株式を当社が引き受けることを決定し、同日、対象者との間において、本資本業務提携契約を締結いたしました。

その後、当社は、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、応募株券等の総数が本公開買付けの買付予定数の下限に達しない可能性があることから、平成28年7月22日、公開買付期間を平成28年8月15日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とする本買付条件等変更を行う旨を決定いたしました。

なお、これまでの協議において、今回の当社による対象者の連結子会社化により、以下の事業シナジーが期待されるものと考えております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

このような協議・検討・交渉の結果、当社は、当社が対象者を連結子会社化し、当社と対象者が同一グループとなることにより、当社と対象者が、安定的な資本関係の下で、強固な提携関係を構築することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の有効な相互活用、当社グループとしての中期戦略の達成に資すること、また、当社による対象者の連結子会社化を実行するためには、当社による対象者株式に対する公開買付けにより、対象者の株主の皆様への売却の機会を確保するとともに、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式を取得する方法を組み合わせることにより、対象者の資金需要の全部又は一部を満たすことができると考えられることから、公開買付けに加え、公開買付けの結果を踏まえ、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式を取得する方法が有用であるとの判断に至りました。そして、当社は、平成28年4月26日、対象者に対して、当社が対象者を連結子会社化することを含む資本業務提携の方法として、本取引、すなわち、当社による対象者株式に対する本公開買付け及び当社を割当予定先とする本第三者割当増資を実行することを提案しました。その後の協議・交渉を経て、当社は、平成28年6月9日、本公開買付けと本第三者割当増資とを組み合わせることにより、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、本資本業務提携契約を締結すること、本公開買付けを実施すること、及び本第三者割当増資に関して対象者が平成28年6月9日に関東財務局長に提出した対象者有価証券届出書の効力の発生を条件として、対象者が実施する本第三者割当増資により発行する対象者株式を当社が引き受けることを決定し、同日、対象者との間において、本資本業務提携契約を締結いたしました。

その後、当社は、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、応募株券等の総数が本公開買付けの買付予定数の下限に達しない可能性があることから、平成28年7月22日、公開買付期間を平成28年8月15日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とする第1回買付条件等変更を行う旨を決定いたしました。

さらに、当社は、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等に鑑み、平成28年6月下旬から、対象者の株主の皆様による更なる本公開買付けへの応募をいただく必要があると考えるに至り、対象者及び応募合意株主それぞれとの間において、その所有する対象者株式の本公開買付けへの応募の可否等について協議を開始し、並行して、本公開買付け価格の引上げを含む買付条件の変更について検討を開始いたしました。

そして、当社は、複数回に亘る協議の結果、平成28年7月19日には、応募合意株主が、本公開買付け価格が金1,150円に引き上げられるという前提であれば本公開買付けに応募することについて検討する意向である旨が確認されました。

さらに、当社は、本資本業務提携契約を締結した後も、本資本業務提携に関して、対象者とさらに具体的に協議を進めていたところ、平成28年8月2日、当社は、対象者から、本資本業務提携に関する具体的な検討を行った結果、本第三者割当増資により調達する資金のほかにも追加的な資金手当ての必要が生じたこと、また、本公開買付け価格の引上げを含む買付条件の変更に関する当社と対象者との間の検討及び協議の状況並びに上記応募合意株主から確認された本公開買付けへの応募の検討に関する意向に鑑み、本公開買付け価格を金1,150円に変更するのであれば、当該追加的な資金手当てのためにも、対象者の保有する自己株式の全部を本公開買付けに応募することについて検討する旨の打診を受けました。

以上の経緯を経て、当社は、本公開買付け価格の引上げを含む買付条件の変更について更なる検討を進め、応募合意株主及び対象者それぞれとの間においてさらなる協議及び交渉を行ったところ、平成28年8月9日には、応募合意株主及び対象者から、本公開買付け価格が金1,150円であればその保有する対象者株式の全部又は一部を本公開買付けに応募する意向である旨が確認できたため、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し並びに応募合意株主及び対象者の意向のほか、本取引の意義、本取引の目的を円滑に達成する必要性、また、本取引により見込まれる当社及び対象者それぞれに期待されるシナジーの実現可能性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成28年8月12日、本公開買付け価格を金850円から金1,150円に変更すること、公開買付期間を平成28年8月29日まで延長し、公開買付期間を合計55営業日とする第2回買付条件等変更を行う旨を決定し、平成28年8月12日、対象者との間で、本資本業務提携契約変更覚書を、また、応募合意株主との間で、本応募契約を締結いたしました。

なお、これまでの協議において、今回の当社による対象者の連結子会社化により、以下の事業シナジーが期待されるものと考えております。

(後略)

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社が大和証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照ください。

(訂正後)

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社が大和証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照ください。

なお、当社は、第2回買付条件等変更の決定にあたり、新たに対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

(前略)

KPMG FASによる対象者株式価値の算定は、平成28年6月8日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMG FASがDCF法による評価に使用した対象者の事業計画については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

(訂正後)

(前略)

KPMG FASによる対象者株式価値の算定は、平成28年6月8日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMG FASがDCF法による評価に使用した対象者の事業計画については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

[なお、対象者によれば、対象者は、第2回買付条件等変更に関する意見表明を行うにあたり、新たに対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得していないとのことです。]

対象者における独立した第三者委員会からの意見

(訂正前)

(前略)

なお、かかる意見の概要については、対象者が平成28年6月9日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

なお、かかる意見の概要については、対象者が平成28年6月9日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

また、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本第三者委員会に対し、第2回買付条件等変更、本自己株式処分の実施及びその他対象者がおかれた状況を踏まえ、本自己株式処分及び本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求め、平成28年8月10日付で、本第三者委員会から、本自己株式処分及び本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を入手しているとのことです。

なお、かかる意見の概要については、変更後対象者プレスリリースをご参照ください。

対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

(前略)

また、上記取締役会には、対象者の全ての監査役(3名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には本取引に関して利害関係を有する者はいないとのことです。

(訂正後)

(前略)

また、上記取締役会には、対象者の全ての監査役(3名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には本取引に関して利害関係を有する者はいないとのことです。

さらに、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年8月12日開催の対象者取締役会において、第2回買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、第2回買付条件等変更を前提としても、本公開買付け及び本第三者割当増資により、当社及び対象者が各々の自力成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に変更はなく、また、第2回買付条件等変更は対象者の株主の皆様にとって不利益な変更とはならないと判断し、対象者の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役において、本取引に関して、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役はいないとのことです。そのため、上記平成28年8月12日開催の対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には、対象者の全ての取締役が参加しているとのことです。また、上記取締役会には対象者の全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には本取引に関して利害関係を有する者はいないとのことです。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意等

(訂正前)

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりであります。

(中略)

() 終了事由

本資本業務提携契約は、以下に定めるいずれかの場合に該当するとき終了するものとする。

- (a) 当社及び対象者が、書面で本資本業務提携契約の終了につき合意した場合
- (b) 本資本業務提携契約が当社又は対象者により解除された場合
- (c) 本公開買付けが平成28年9月30日(但し、本公開買付けの実施に更に期間を要することを理由に当社が合理的に要請し、対象者が承諾した場合には、当該要請に係るその他の日とする。)までに開始されない場合
- (d) 本公開買付けが不成立となった場合

(訂正後)

本資本業務提携契約

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりであります。

(中略)

() 終了事由

本資本業務提携契約は、以下に定めるいずれかの場合に該当するとき終了するものとする。

- (a) 当社及び対象者が、書面で本資本業務提携契約の終了につき合意した場合
- (b) 本資本業務提携契約が当社又は対象者により解除された場合
- (c) 本公開買付けが平成28年9月30日(但し、本公開買付けの実施に更に期間を要することを理由に当社が合理的に要請し、対象者が承諾した場合には、当該要請に係るその他の日とする。)までに開始されない場合
- (d) 本公開買付けが不成立となった場合

本資本業務提携契約変更覚書

本資本業務提携契約変更覚書の概要は以下のとおりであります。

(i) 本公開買付けの条件変更

当社は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、本公開買付けの買付条件等について、以下のとおり変更する。

a. 公開買付期間

公開買付期間を公開買付期間の開始日から平成28年8月29日(月曜日)まで(55営業日)とする。但し、法令等に従い公開買付期間の末日が変更された場合には、公開買付期間の開始日から変更後の公開買付期間の末日までの期間とする。

b. 本公開買付価格

本公開買付価格を対象者株式1株当たり金1,150円とする。

c. 決済の開始日

平成28年9月5日(月曜日)とする。

(ii) 第2回買付条件等変更後の本公開買付けに賛同する旨の意見表明

対象者は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、当社が第2回買付条件等変更を行うことを決定することを条件として、第2回買付条件等変更後の本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することにつき、取締役会決議（以下「第2回賛同決議」という。）を行い、その内容を公表する。対象者は、当該決議につき、取締役全員の一致及び監査役全員の異議がない旨の意見を得るよう、最大限努力するものとする。なお、対象者は、第2回賛同決議を訂正、撤回、変更せず、また、第2回賛同決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わない。但し、対象者が第2回賛同決議を維持、継続すること又は対抗公開買付けへの反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれがあると客観的かつ合理的に判断されるときは、この限りでない。

() 本自己株式の応募

対象者は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、当社が第2回買付条件等変更を行うことを決定することを条件として、本自己株式の全部を本公開買付けに応募するために、本自己株式処分を行う旨及び当該決議に基づき本自己株式の全部を本公開買付けに応募する旨の取締役会決議（以下「本自己株式処分等決議」という。）を行い、本自己株式処分に係る有価証券届出書を金融商品取引法に従って関東財務局に提出し、その内容を公表するとともに、当該届出の効力発生後、本自己株式の全部について、本公開買付けに応募し、公開買付期間中、これを維持する。なお、対象者は、本自己株式処分等決議を訂正、撤回、変更せず、また、本自己株式処分等決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わず、また、本自己株式処分等決議に基づく本自己株式の本公開買付けへの応募を解除しない。但し、対象者が本自己株式処分等決議を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれがあると客観的かつ合理的に判断されるときは、この限りでない。

() 本第三者割当増資に係る承認決議の維持

対象者は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、第2回買付条件等変更及び本自己株式処分の実施にかかわらず、対象者が平成28年6月9日付で行った本第三者割当増資の実行を承認する旨の取締役会決議を維持する旨の決議を行う。

本応募契約

当社は、クックパッド株式会社との間で、平成28年8月12日付で、本公開買付価格が金1,150円以上に変更されていることを条件として、その所有する対象者株式の全部（対象者株式534,400株）について、本公開買付けに応募する旨をその内容とする応募契約を締結しております。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

(訂正前)

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

(中略)

なお、当社は、上記のとおり、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、その場合は、資本業務提携先である当社から借入れ等の資金面での支援を受けるほか金融機関その他の外部からの借入れ等による資金調達を行うことで、上記項目を実施していくとのことです。なお、この場合における支出予定時期及び優先順位に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、当社と協議し、それぞれの効果等を確認しながら、優先順位の高いものから実施する予定であるとのことです。

また、当社は、本取引の結果、当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式を取得することができた場合には、現時点で、対象者株式を追加で取得する予定はありません。

(後略)

(訂正後)

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は第2回買付条件等変更前の本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

(中略)

なお、当社は、上記のとおり、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、その場合は、資本業務提携先である当社から借入れ等の資金面での支援を受けるほか金融機関その他の外部からの借入れ等による資金調達を行うことで、上記項目を実施していくとのことです。なお、この場合における支出予定時期及び優先順位に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、当社と協議し、それぞれの効果等を確認しながら、優先順位の高いものから実施する予定であるとのことです。

また、変更後対象者プレスリリース及び本自己株式処分に係る有価証券届出書によれば、本自己株式の処分により調達する資金については、新規顧客獲得を目的とした新規プロダクト開発に460百万円が充当される予定であるとのことです。

また、当社は、本取引の結果、当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式を取得することができた場合には、現時点で、対象者株式を追加で取得する予定はありません。

なお、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年8月12日開催の対象者取締役会において、第2回買付条件等変更及び本自己株式処分を踏まえ、本第三者割当増資の必要性及びその条件について改めて慎重に協議・検討を行った結果、第2回買付条件等変更及び本自己株式処分を前提としたとしても、本第三者割当増資は対象者の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠であり、平成28年6月9日開催の対象者取締役会で決議した本第三者割当増資における発行条件は引き続き合理的かつ相当であると判断しているとのことです。

(後略)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成28年6月10日（金曜日）から平成28年8月15日（月曜日）まで （45営業日）
公告日	平成28年6月10日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス （ http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

(訂正後)

買付け等の期間	平成28年6月10日（金曜日）から平成28年8月29日（月曜日）まで （55営業日）
公告日	平成28年6月10日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス （ http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1 株につき金850円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。大和証券は、当社からのかかる依頼に基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、当社は平成28年6月8日に大和証券より本株式価値算定書を受領し、株式価値の算定結果の報告を受けております。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。</p> <p>大和証券による対象者株式1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 : 618円～718円 DCF法 : 774円～978円</p> <p>市場株価法では平成28年6月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値680円、過去1ヶ月間の終値単純平均株価718円、過去3ヶ月間の終値単純平均株価618円及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価624円を基に、618円～718円と算定されております。</p> <p>また、DCF法では平成29年1月期から平成33年1月期の対象者の事業計画を基に当社が修正を行った修正事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成29年1月期以降生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に、774円～978円と算定されております。</p> <p>当社は、大和証券から取得した本株式価値算定書の結果のほか、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、対象者との間の協議・交渉等の経過等に鑑み、平成28年6月9日、本公開買付価格を850円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格850円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年6月8日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値（680円）に25.00%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じとします。）を、過去1ヶ月間（平成28年5月9日から平成28年6月8日まで）の終値単純平均株価（718円）に18.38%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成28年3月9日から平成28年6月8日まで）の終値単純平均株価（618円）に37.54%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成27年12月9日から平成28年6月8日まで）の終値単純平均株価（624円）に36.22%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。</p> <p>また、本公開買付価格850円は、本書提出日の前営業日である平成28年6月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値（679円）に25.18%のプレミアムを加えた額に相当します。</p>

算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

当社は、平成28年2月17日、対象者に対し、当社による対象者の連結子会社化を含む両者間の資本業務提携の提案を行い、その後、当社は、対象者との間で当社による対象者の連結子会社化を含む資本業務提携の実施の是非及びその方法について、本格的な協議・検討を開始し、対象者に対するデュー・ディリジェンス及び対象者との間でのシナジーの創出に向けた複数回の協議・検討を行ってまいりました。

その間、当社は、平成28年3月上旬から同年4月中旬にかけて、対象者の代表取締役社長である小出斉氏との面談を複数回実施し、対象者との協働に関する当社の取組方針を説明するとともに、当社による対象者の連結子会社化を含む資本業務提携の実施の是非及びその方法についての協議・交渉を複数回にわたって行ってまいりました。

このような協議・検討・交渉の結果、当社は、平成28年4月26日、対象者に対して、当社が対象者を連結子会社化することを含む資本業務提携の方法として、本取引、すなわち、当社による対象者株式に対する本公開買付け及び当社を割当予定先とする本第三者割当増資を実行することを提案しました。

その後の協議・交渉を経て、当社は、平成28年6月9日、本公開買付けと本第三者割当増資を組み合わせることにより、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、本資本業務提携契約を締結すること、本公開買付けを実施すること、及び本第三者割当増資に関して対象者が平成28年6月9日に関東財務局長に提出した対象者有価証券届出書の効力の発生を条件として、対象者が実施する本第三者割当増資により発行する対象者株式を当社が引き受けることを決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。当社は、平成28年6月8日に大和証券より本株式価値算定書を受領し、株式価値の算定結果の報告を受けております。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

当該意見の概要

大和証券による対象者株式1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	: 618円～718円
D C F 法	: 774円～978円

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、本公開買付価格の決定にあたって大和証券から取得した本株式価値算定書の結果を踏まえつつ、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者を連結子会社化することにより期待されるシナジーその他本資本業務提携契約により見込まれるメリット、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、対象者との間の協議・交渉等の経過等を総合的に勘案し、平成28年6月9日、本公開買付価格を850円と決定いたしました。

(訂正後)

株券	普通株式 1 株につき金1,150円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。大和証券は、当社からのかかる依頼に基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、当社は平成28年6月8日に大和証券より本株式価値算定書を受領し、株式価値の算定結果の報告を受けております。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。</p> <p>大和証券による対象者株式 1 株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 : 618円～718円 DCF法 : 774円～978円</p> <p>市場株価法では平成28年6月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値680円、過去1ヶ月間の終値単純平均株価718円、過去3ヶ月間の終値単純平均株価618円及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価624円を基に、618円～718円と算定されております。</p> <p>また、DCF法では平成29年1月期から平成33年1月期の対象者の事業計画を基に当社が修正を行った修正事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成29年1月期以降生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に、774円～978円と算定されております。</p>

当社は、大和証券から取得した本株式価値算定書の結果のほか、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、対象者との間の協議・交渉等の経過等に鑑み、平成28年6月9日、本公開買付価格を850円と決定いたしました。

その後、当社は、平成28年6月10日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し並びに応募合意株主及び対象者の意向のほか、本取引の意義、本取引の目的を円滑に達成する必要性、また、本取引により見込まれる当社及び対象者それぞれに期待されるシナジーの実現可能性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成28年8月12日、本公開買付価格を金850円から金1,150円に変更することを決定いたしました。

なお、第2回買付条件等変更前の本公開買付価格850円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年6月8日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値（680円）に25.00%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じとします。）を、過去1ヶ月間（平成28年5月9日から平成28年6月8日まで）の終値単純平均株価（718円）に18.38%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成28年3月9日から平成28年6月8日まで）の終値単純平均株価（618円）に37.54%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成27年12月9日から平成28年6月8日まで）の終値単純平均株価（624円）に36.22%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

また、第2回買付条件等変更前の本公開買付価格850円は、本書提出日の前営業日である平成28年6月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値（679円）に25.18%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、第2回買付条件等変更後の本公開買付価格1,150円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年6月8日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値（680円）に69.12%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成28年5月9日から平成28年6月8日まで）の終値単純平均株価（718円）に60.17%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成28年3月9日から平成28年6月8日まで）の終値単純平均株価（618円）に86.08%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成27年12月9日から平成28年6月8日まで）の終値単純平均株価（624円）に84.29%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

また、第2回買付条件等変更後の本公開買付価格1,150円は、本書提出日の前営業日である平成28年6月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値（679円）に69.37%のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、当社は、第2回買付条件等変更の決定にあたり、新たに対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得しておりません。

算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

当社は、平成28年2月17日、対象者に対し、当社による対象者の連結子会社化を含む両者間の資本業務提携の提案を行い、その後、当社は、対象者との間で当社による対象者の連結子会社化を含む資本業務提携の実施の是非及びその方法について、本格的な協議・検討を開始し、対象者に対するデュー・ディリジェンス及び対象者との間でのシナジーの創出に向けた複数回の協議・検討を行ってまいりました。

その間、当社は、平成28年3月上旬から同年4月中旬にかけて、対象者の代表取締役社長である小出斉氏との面談を複数回実施し、対象者との協働に関する当社の取組方針を説明するとともに、当社による対象者の連結子会社化を含む資本業務提携の実施の是非及びその方法についての協議・交渉を複数回にわたって行ってまいりました。

このような協議・検討・交渉の結果、当社は、平成28年4月26日、対象者に対して、当社が対象者を連結子会社化することを含む資本業務提携の方法として、本取引、すなわち、当社による対象者株式に対する本公開買付け及び当社を割当予定先とする本第三者割当増資を実行することを提案しました。

その後の協議・交渉を経て、当社は、平成28年6月9日、本公開買付けと本第三者割当増資を組み合わせることにより、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、本資本業務提携契約を締結すること、本公開買付けを実施すること、及び本第三者割当増資に関して対象者が平成28年6月9日に関東財務局長に提出した対象者有価証券届出書の効力の発生を条件として、対象者が実施する本第三者割当増資により発行する対象者株式を当社が引き受けることを決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。当社は、平成28年6月8日に大和証券より本株式価値算定書を受領し、株式価値の算定結果の報告を受けております。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

当該意見の概要

大和証券による対象者株式1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	: 618円～718円
D C F 法	: 774円～978円

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、本公開買付価格の決定にあたって大和証券から取得した本株式価値算定書の結果を踏まえつつ、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者を連結子会社化することにより期待されるシナジーその他本資本業務提携契約により見込まれるメリット、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、対象者との間の協議・交渉等の経過等を総合的に勘案し、平成28年6月9日、本公開買付価格を850円と決定いたしました。

その後、当社は、平成28年6月10日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し並びに応募合意株主及び対象者の意向のほか、本取引の意義、本取引の目的を円滑に達成する必要性、また、本取引により見込まれる当社及び対象者それぞれに期待されるシナジーの実現可能性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成28年8月12日、本公開買付価格を金850円から金1,150円に変更することを決定いたしました。

なお、当社は、第2回買付条件等変更の決定にあたり、新たに対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得していません。

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,427,700 (株)	990,800 (株)	2,427,700 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(990,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,427,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。
- (注5) 買付予定数の下限は、対象者が平成28年6月7日に提出した本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の発行済株式総数(5,354,800株)から、本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)の、20.00%に相当する数(990,900株)(但し、100株単位未満を切り捨てた数)から、当社が本書提出日現在所有する対象者株式(100株)を控除した株式数を記載しております。
- (注6) 買付予定数の上限は、対象者が平成28年6月7日に提出した本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の発行済株式総数(5,354,800株)から、本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)の、49.00%に相当する数(2,427,800株)(但し、100株単位未満を切り上げた数)から、当社が本書提出日現在所有する対象者株式(100株)を控除した株式数を記載しております。

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,427,700 (株)	990,800 (株)	2,427,700 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(990,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,427,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 対象者は、平成28年8月12日開催の取締役会において、本自己株式処分を行う旨及び本自己株式の全部である対象者株式400,200株を本公開買付けに応募する旨を決議しております。
- (注4) 本公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。
- (注5) 買付予定数の下限は、対象者が平成28年6月7日に提出した本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の発行済株式総数(5,354,800株)から、本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)の、20.00%に相当する数(990,900株)(但し、100株単位未満を切り捨てた数)から、当社が本書提出日現在所有する対象者株式(100株)を控除した株式数を記載しております。
- (注6) 買付予定数の上限は、対象者が平成28年6月7日に提出した本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の発行済株式総数(5,354,800株)から、本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)の、49.00%に相当する数(2,427,800株)(但し、100株単位未満を切り上げた数)から、当社が本書提出日現在所有する対象者株式(100株)を控除した株式数を記載しております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	24,277
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年6月10日現在)(個)(d)	1
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年6月10日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成28年1月31日現在)(個)(j)	49,520
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	49.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	49.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(2,427,700株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年1月31日現在)(個)(j)」は、本有価証券報告書に記載された平成28年1月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の発行済株式総数(5,354,800株)から、同本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)に係る議決権の数(49,546個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 平成28年6月9日現在の対象者が発行する本新株予約権が行使されることにより発行等される可能性のある対象者株式は、最大477,300株であり、かかる新株予約権の行使により対象者株式が発行等された場合には、上記「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、49.00%を下回ることとなります。

(注5) 対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資について決議しているとのことです。なお、本第三者割当増資に関して、当社は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式(100株)と合計して、増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式(但し、100株単位未満を切り上げた数)について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(2,373,400株)のうち全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	24,277
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年6月10日現在)(個)(d)	1
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年6月10日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成28年1月31日現在)(個)(j)	49,520
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	45.34
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	45.34

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(2,427,700株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年1月31日現在)(個)(j)」は、本有価証券報告書に記載された平成28年1月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び対象者の保有する自己株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の発行済株式総数(5,354,800株)に係る議決権の数(53,548個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 平成28年6月9日現在の対象者が発行する本新株予約権が行使されることにより発行等される可能性のある対象者株式は、最大477,300株であり、かかる新株予約権の行使により対象者株式が発行等された場合には、上記「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、45.34%を下回ることとなります。

(注5) 対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資について決議しているとのことです。なお、本第三者割当増資に関して、当社は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式(100株)と合計して、増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式(但し、100株単位未満を切り上げた数)について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(2,373,400株)のうち全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	2,063,545,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	91,000,000
その他(c)	8,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,162,545,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(2,427,700株)に本公開買付価格(850円)を乗じた金額を記載しております。

(後略)

(訂正後)

買付代金(円)(a)	2,791,855,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	91,000,000
その他(c)	11,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,893,855,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(2,427,700株)に本公開買付価格(1,150円)を乗じた金額を記載しております。

(後略)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成28年8月22日(月曜日)

(訂正後)

平成28年9月5日(月曜日)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第21期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月12日 関東財務局長に提出

事業年度 第22期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月8日 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第22期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月8日 関東財務局長に提出

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

(訂正前)

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付けと同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

(訂正後)

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は第2回買付条件等変更前の本公開買付けと同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(訂正前)

(1) 本公開買付けへの賛同

(前略)

また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することについて、異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には本取引に関して利害関係を有する者はいないとのことです。

詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本第三者割当増資

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

(3) 本資本業務提携契約

当社は、対象者との間で、平成28年6月9日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

(訂正後)

(1) 本公開買付けへの賛同

(前略)

また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することについて、異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には本取引に関して利害関係を有する者はいないとのことです。

さらに、変更後対象者プレスリリースによれば、平成28年8月12日開催の対象者取締役会において、第2回買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、第2回買付条件等変更を前提としても、本公開買付け及び本第三者割当増資により、当社及び対象者が各々の自力成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に変更はなく、また、第2回買付条件等変更は対象者の株主の皆様にとって不利益な変更とはならないと判断し、対象者の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役において、本取引に関して、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役はいないとのことです。そのため、上記平成28年8月12日開催の対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には、対象者の全ての取締役が参加しているとのことです。また、上記取締役会には対象者の全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には本取引に関して利害関係を有する者はいないとのことです。

詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本第三者割当増資

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は第2回買付条件等変更前の本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

(3) 本資本業務提携契約及び本資本業務提携契約変更覚書

当社は、対象者との間で、平成28年6月9日付で本資本業務提携契約を締結しております。また、当社は、第2回買付条件等変更を行うに先立ち、対象者との間で、平成28年8月12日付で、本資本業務提携契約変更覚書を締結することを決定し、本自己株式について、対象者が本公開買付けに応募する旨を合意しております。本資本業務提携契約及び本資本業務提携契約変更覚書の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4)本公開買付けに関する重要な合意等」の「本資本業務提携契約」及び「本資本業務提携契約変更覚書」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

6 【その他】

(訂正前)

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付けと同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

(訂正後)

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は第2回買付条件等変更前の本公開買付けと同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

当社は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、平成28年8月12日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行い、平成28年8月13日付でその旨を日本経済新聞に掲載する予定です。当該「公開買付条件等の変更の公告」を平成28年6月10日付「公開買付開始公告」（平成28年7月22日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告により変更された事項を含みます。）の変更として、本書に添付いたします。